

本年度予算構成と執行状況

一般会計の部

(7月末日現在)

歳入	歳出
別 予 算 額 執 行 額	別 予 算 額 執 行 額
町 税 23,236,000 4,875,321	議 会 費 1,453,000 276,995
地 方 交 付 税 23,512,000 12,868,000	役 場 費 12,808,000 3,293,560
財 産 収 入 10,000 16,493	消 防 費 2,722,000 573,736
使用料, 手数料 480,000 228,120	土 木 費 4,129,000 1,254,676
国 庫 支 出 金 2,044,000 371,072	教 育 費 8,789,000 2,512,866
県 支 出 金 2,258,000 189,865	社会労働施設費 2,751,000 987,780
寄 付 金 717,000 —	保 健 衛 生 費 908,000 750
繰 越 金 10,000 224,394	産 業 経 済 費 3,994,000 292,406
雑 収 入 355,000 10,340	財 産 費 551,000 324,403
	統 計 調 査 費 70,000 —
	選 挙 費 513,000 60,176
	公 債 費 9,069,000 1,085,553
	諸 支 出 金 4,379,000 350,623
	予 備 費 477,000 —
歳 入 合 計 52,913,000 18,783,605	歳 出 合 計 52,613,000 11,013,924

国民健康保険会計の部

歳 入 14,879,000 4,116,240	歳 出 14,879,000 4,101,003
--------------------------	--------------------------

国保直営診療施設会計の部

歳 入 14,652,200 5,808,717	歳 出 14,652,200 5,653,289
--------------------------	--------------------------

保育所会計の部

歳 入 2,623,800 588,900	歳 出 2,623,800 580,830
-----------------------	-----------------------

町営住宅建築会計の部

歳 入 7,627,000 6,000,000	歳 出 7,627,000 5,913,599
-------------------------	-------------------------

財政状況の公表

財政報告書と説明

町の財政状況を町民皆々の方々に知らせようとするのが、財政報告書の目的です。町民皆々の方々に知らせようとするのが、財政報告書の目的です。町民皆々の方々に知らせようとするのが、財政報告書の目的です。



発行所

秋田県北秋田郡

合川町役場

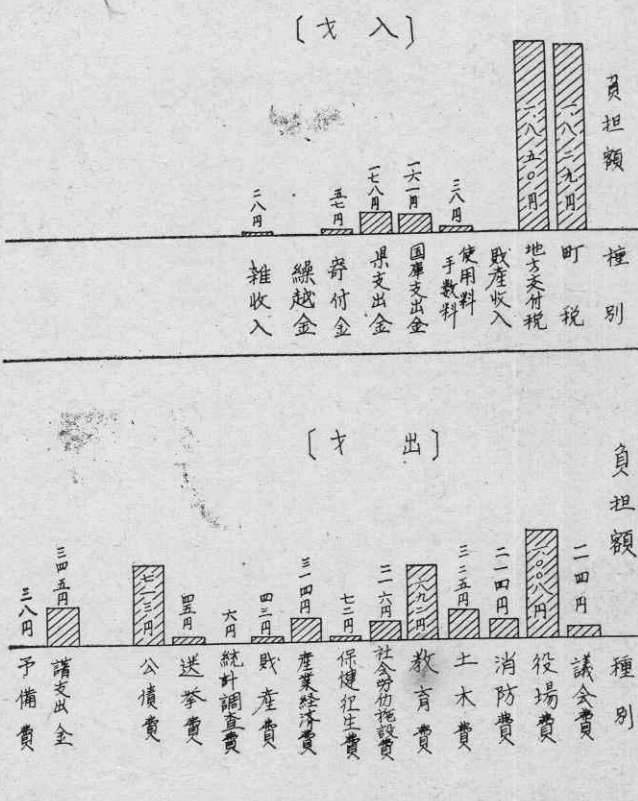
合川町公民館

(役場町民課 T 4)
(公民館 T 62)

町民負担の分析 町民の納める普通の税金は一人当たり、七〇四円であり、町民所得が少なく税財源の乏しいことは全県の一入当りの予算、四一四四円の内容

住民負担の分析

町民の納める普通の税金は一人当たり、七〇四円であり、町民所得が少なく税財源の乏しいことは全県の一入当りの予算、四一四四円の内容



土地建物など町の財産

町有財産の維持管理は条例に基づいて管理しますが山林や原野に就いては施設計画を策定し将来の効果を図ろうとし、目下検討中です。

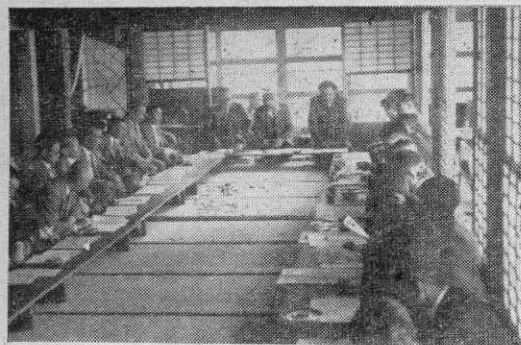
1、土地	1915反四一四歩 合川町森林組合出資金 二七、五〇〇 千円券 一枚
2、建物	八九反六二九歩 東北電力株式会社 一五、五〇〇 千円券 一枚
3、出資金積立金	二八九九坪〇〇 五百円券 一枚
4、積立金	八七〇坪七五 二千五百円券 二枚
5、一時借入金	六反五〇六歩 七三、〇〇〇 千円券 一枚

公共事業から生れた町債

町債とは町民の福祉と産業文化経済等町勢発展を期する為に建設的な事業を行う場合、国、県の補助金や受益者負担金等の収入を得て足りない部分を町費で賄うのが、大きな事業になる。一度に町費の支出が伴うので長期(普通十五年位)に返済出来る資金を自治体の認可を得て借入する起債を云うのです。

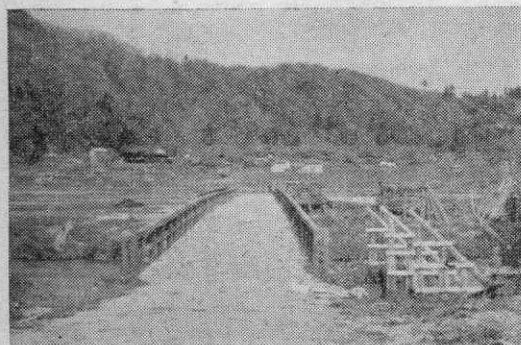
(内訳は次頁へ)

計	5,760,000円
---	------------

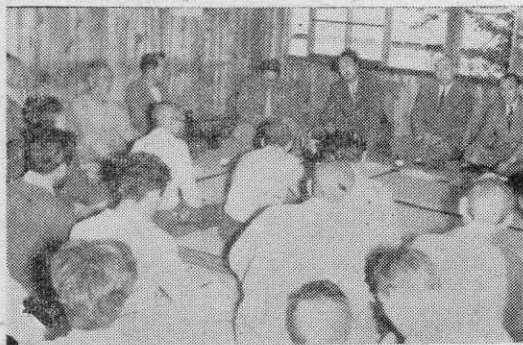


議会費(上小阿仁村と懇談)

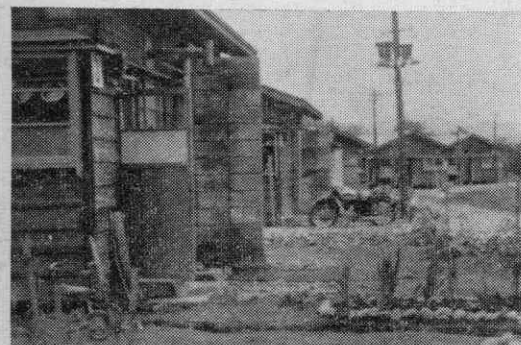
予算はこう使われます



土木費(杉山田橋完成)



役場費(移動町民室)



社会労働費(町営住宅)



教育費(婦人学級)



保健衛生費(巡回相談)



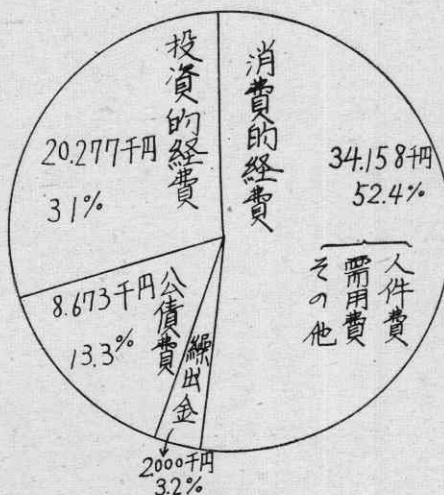
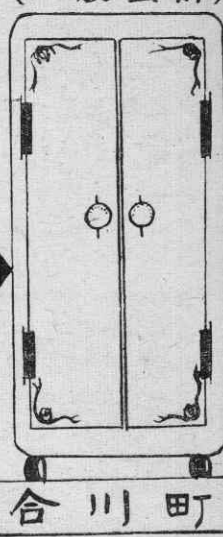
産経費(家畜共進会)

(歳入)

町税	23,916
地方交付税	25,596
財産収入	63
使用料手数料	569
国庫支出金	2,919
県支出金	2,252
寄附金	506
繰越金	1,117
雑収入	767
債	8,000

才入総額 **六五、三三三** 円

(一般会計)



歳出構造

町税の賦課について
本年度は税率が改正になり又、基礎控除も上つたので昨年より安くなつていますが、労務所得者及び営業所得者及び山林所得等に申告漏れの所得があり課税の適正を期する為に申告を更正している人もあります。これは各事業所、会社、職業安定所、営林署等関係事務所から前年度にかかわる所得の資料が報告され綿密に検討調査の上公正な税金の賦課に努めた積りで、従つて昨年度まで所得が少なくていた人等は所得が増えた人は高くなりますが、一般に町民税は安くなつております。

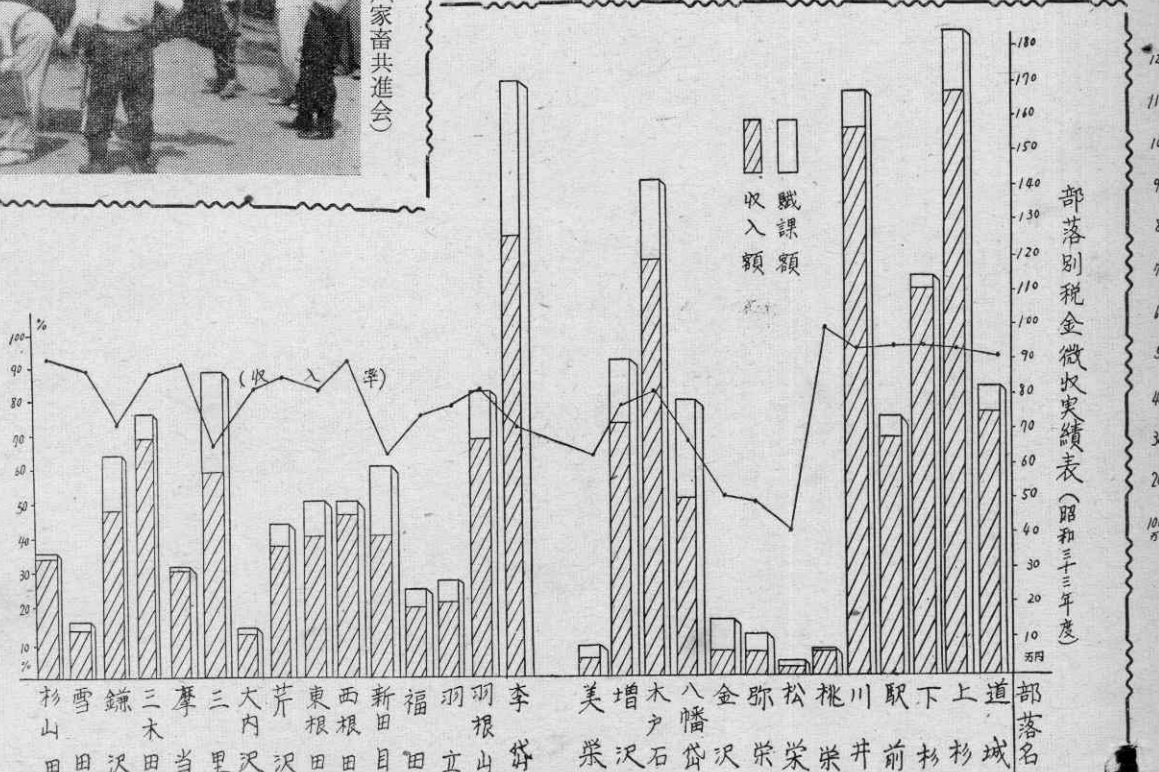
前にも申述べた如く申告納税が建前ですので、いろいろと誤解をなくする為に申告は正しくしていただくなければなりません。

町民税賦課例

町税の賦課について

すべて申告納税が建前となつていますが、適正な均衡のない賦課を期してあります。

町民税



固定資産税
固定資産税は次の様に別けられます。
イ、土地 田、畑、山林、原野、その他の土地
ロ、家屋 住家、店舗、工場、倉庫、その他の建物
ハ、償却資産 土地及び家屋以外の事業の用に供することが出来る資産、例えば耕運機、自動車等
固定資産税は固定資産の所有者に課せられますが、課税標準は(基準年度)三年毎に定められ、課税台帳に登録されています。昭和三十六年が基準年度になっていますので、来年から再評価の作業が始まります。

軽自動車税
原動機自動車 年額 五〇〇円ー一、〇〇〇円
軽自動車 同 一、〇〇〇円ー一、五〇〇円
二輪小型自動車 同 二、五〇〇円ー四、三〇〇円

たばこ消費税
小売価格の百分の十一

電気ガス税
電気料金の百分の十

固定資産税

固定資産税は次の様に別けられます。

イ、土地 田、畑、山林、原野、その他の土地
ロ、家屋 住家、店舗、工場、倉庫、その他の建物
ハ、償却資産 土地及び家屋以外の事業の用に供することが出来る資産、例えば耕運機、自動車等

固定資産税は固定資産の所有者に課せられますが、課税標準は(基準年度)三年毎に定められ、課税台帳に登録されています。昭和三十六年が基準年度になっていますので、来年から再評価の作業が始まります。

軽自動車税

原動機自動車 年額 五〇〇円ー一、〇〇〇円
軽自動車 同 一、〇〇〇円ー一、五〇〇円
二輪小型自動車 同 二、五〇〇円ー四、三〇〇円

たばこ消費税

小売価格の百分の十一

電気ガス税

電気料金の百分の十

固定資產審查委